

山形市学校給食センター
維持管理運営包括委託事業

実施方針

令和5年5月24日

山形市

目次

用語の定義	1
第1 本書の位置付け	2
第2 事業内容に関する事項	2
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 民間事業者の募集及び選定方法	6
2 民間事業者の募集及び選定の手順	6
3 参加者の備えるべき参加資格要件	8
4 審査及び選定に関する事項	10
第4 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
1 責任分担に関する基本的な考え方	10
2 予想されるリスクと責任分担	11
3 事業の実施状況の監視	11
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	11
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	11
1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	11
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	11
3 いずれの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	12
4 その他	12
第7 優先交渉権者決定後の手続き	12
1 基本協定の締結	12
2 SPCの設立等	12
3 契約締結	12
4 次点交渉権者との協議	12
5 保険	13
第8 その他事業の実施に関し必要な事項	13
1 参加に伴う費用負担	13
2 実施方針に関する問合せ先	13
別紙 リスク分担表	14

用語の定義

市	山形市をいう。
本事業	山形市学校給食センター維持管理運営包括委託事業をいう。
本施設	現施設(山形市学校給食センター)を指す。
現事業	平成21年度に本施設の稼働を開始し、令和6年3月31日に事業期間を満了するPFI事業(BTO方式)をいう。
民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
選定事業者	本事業を実施する者として基本協定を締結した企業グループを指す。
実施方針等	実施方針の公表の際に、市が公表する資料一式(実施方針、添付書類及び要求水準書(案))をいう。
募集要項等	公募の際に、市が公表する書類一式(募集要項、要求水準書、審査基準、基本協定書(案)、委託契約書(案)及び様式集)をいう。
参加者	本事業へ参加表明をした複数企業で構成されるグループをいう。
優先交渉権者	審査の結果により、得点の合計が最も高い提案を行った応募者であり、市と契約に関する交渉を行う者をいう。
SPC	本事業を実施するために設立する特別目的会社(Special Purpose Company)をいう。
構成員	構成企業のうち、SPCに対して出資し、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
協力企業	構成企業のうち、SPCに対して出資せず、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
代表企業	構成員のうち、最も高い出資を行う予定の者で、構成員を代表する者をいう。
運営企業	本事業の運営を行う者をいう。
維持管理企業	本事業の維持管理を行う者をいう。
調理設備企業	本事業の調理設備の保守管理及び修繕を行う者をいう。
運転・監視	設備機器等を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すること。
点検	施設の機能及び劣化の状態を調べること。調べた結果、異常や劣化がある場合は、必要に応じた応急措置を判断することを含む。
保守	施設が必要とする性能又は機能を維持する目的で行う。消耗部品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
修繕	建物等の劣化した部位、部材又は低下した性能若しくは機能を原状(初期の水準)又は実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、市が実施する予防修繕・更新に該当する範囲を除く。
更新	劣化した部位、部材又は機器を新しいものに取り替えること。ただし、市が実施する予防修繕・更新に該当する範囲を除く。
予防修繕・更新	市が作成する「長期予防修繕・更新計画」及び選定事業者による予防修繕・更新調査提案に基づき、施設設備の長寿命化と安定運用に向けて市が行う故障等の予防的な修繕及び更新をいう。

第1 本書の位置付け

本実施方針は、山形市学校給食センター維持管理運営包括委託事業の実施に向け、市の考え方や事業概要、優先交渉権者を選定するための手順等を示すものである。

第2 事業内容に関する事項

(1) 事業名

山形市学校給食センター維持管理運営包括委託事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

山形市長 佐藤 孝弘

(3) 事業の目的

本施設は、PFI 事業(BTO 方式)として平成 21 年4月に稼働開始し、令和6年3月 31 日で事業期間(15 年間)が満了することとなる。本事業は、本施設における令和6年4月以降の次期事業の実施にあたり、民間事業者のノウハウ等を活用しながら施設機能や運営等について、より効率的かつ安定的に質の高いサービス(安全・安心な学校給食)を提供することを目的とする。

(4) 事業の手法

次に掲げる事項を十分に踏まえ、事業を実施するものとする。

- ア 維持管理業務及び運營業務については、「学校給食衛生管理の基準」(文部科学省)及び大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)に適合するとともに、HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point)の概念を取り入れた確実な衛生管理の下で、安全でおいしい給食を提供する。
- イ 食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の供給にも対応した施設とし、これに応じた給食の運営等システムを構築する。
- ウ 廃棄物(給食の残滓を含む。)の再利用・再資源化等を促進することにより、その発生を抑制し、可能な限り排出を軽減する。

(5) 事業の内容

ア 施設概要

- (ア) 事業用地 山形市大字沼木字下河原 1139 番地 19
- (イ) 敷地面積 約 3.4 ha
- (ウ) 提供食数 1日当たり最大 22,000 食
- (エ) 施設規模 1日当たり 11,000 食の調理能力のある施設を 2 棟整備している。

イ 事業方式

長期包括委託

ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

(ア) 準備期間 : 令和6年2月から令和6年3月 31 日 (2ヵ月間)

(イ) 維持管理・運営期間 : 令和6年4月から令和 16 年3月末日 (10 年間)

なお、令和 16 年4月以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて選定事業者の意見をききながら、市が事業期間内に決定する。

エ 業務範囲

選定事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 準備業務

(イ) 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 外構等保守管理業務
- ・ 調理設備保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 予防修繕・更新調査提案業務
- ・ 事業終了時の引継ぎ業務

(ウ) 運營業務

- ・ 調理等業務
- ・ 衛生管理業務
- ・ 運搬・回送業務
- ・ 洗浄・残滓等処理業務
- ・ 運営備品等の調達業務
- ・ 食育支援業務
- ・ 事業終了時の引継ぎ業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・ 予防修繕・更新
- ・ 献立作成等
- ・ 食材調達及び検収
- ・ 学校給食費の徴収管理
- ・ 見学の受け入れ
- ・ 試食の受け入れ
- ・ 配膳業務

※米飯、パン、麺、牛乳については(公財)山形県学校給食会から学校へ直接搬入されるため、本事業の給食の運営事業に含まない。

オ 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は以下のとおりであり、原則として市が選定事業者からサービスを購入する形態の事業である。

(ア) 市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を、委託料として維持管理・運営期間にわたって選定事業者に支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。

また、委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、残滓処理等に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については募集要項等公表時に示す。

(6) 事業のスケジュール(予定)

ア 優先交渉権者決定	令和5年 11 月
イ 委託契約の締結	令和6年 1月
ウ 準備期間	令和6年 2月～令和6年3月
エ 施設の維持管理・運営	令和6年 4月～令和 16 年3月 31 日

(7) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、以下の法令等を遵守すること。

ア 法令

- (ア) 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)
- (イ) 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)
- (ウ) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)
- (エ) 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号)
- (オ) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- (カ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
- (キ) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- (ク) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- (ケ) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
- (コ) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- (サ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- (シ) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- (ス) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- (セ) 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)

- (ソ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
- (タ) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)
- (チ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
- (ツ) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 25 年法律第 39 号)
- (テ) 山形県みんなにやさしいまちづくり条例
- (ト) 山形県建築基準条例
- (ナ) 山形県屋外広告物条例
- (ニ) 山形県環境基本条例(平成 11 年山形県条例第 7 号)
- (ヌ) 美しい山形をつくる基本条例(昭和 63 年条例第 2 号)
- (ネ) 山形市景観条例(平成 30 年山形市条例第 76 号)
- (ノ) 山形市景観条例施行規則(平成 31 年山形市規則第 47 号)
- (ハ) 山形市学校給食センター設置条例
- (ヒ) 山形市廃棄物減量及び適正処理等に関する条例(平成 8 年条例第 4 号)
- (フ) 山形市下水道条例(昭和 40 年条例第 29 号)
- (ヘ) 山形市下水道条例施行規程(平成 21 年山形市上下水道管理規程第 25 号)
- (ホ) 山形市水道給水条例(昭和 33 年条例第 22 号)
- (マ) 山形市水道給水条例施行規程(昭和 34 年山形市水道事業管理規程第 1 号)
- (ミ) 山形市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和 46 年山形市条例第 8 号)
- (ム) 山形市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成 21 年山形市上下水道管理規程第 24 号)
- (メ) 山形市火災予防条例(昭和 48 年山形市条例第 34 号)
- (モ) 山形市火災予防規則(平成 15 年山形市規則第 35 号)
- (ヤ) 山形市火災予防規程(平成 17 年山形市消防本部告示第 1 号)
- (ユ) 山形市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則(平成 19 年山形市規則第 29 号)
- (ヨ) 山形市屋外広告物条例(平成 30 年山形市条例第 74 号)
- (ラ) 山形市屋外広告物条例施行細則(平成 31 年山形市規則第 11 号)
- (リ) 山形市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成 28 年山形市規則第 44 号)
- (ル) 山形市情報公開条例(平成9年山形市条例第 39 号)
- (レ) 山形市情報公開条例施行規則(平成 10 年山形市規則第 25 号)
- (ロ) 山形市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年山形市条例第 24 号)
- (ワ) その他関係法令等

上記に関する全ての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本業務を実施するにあたり必要とされるその他の法令等(条例を含む。)についても遵守のこと。

イ 要綱・各種基準等

- (ア) 学校給食衛生管理の基準(文部科学省平成 9 年 4 月 1 日制定)
- (イ) 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成 9 年 3 月 24 日厚生省衛食第 85 号)
- (ウ) 建設工事公衆災害防止対策要綱(平成 5 年 1 月 12 日建設省経健発第1号)
- (エ) 建設副産物適正処理推進要綱(平成 5 年 1 月 12 日建設省経健発第3号)
- (オ) 学校環境衛生の基準(文部省平成 4 年 6 月 23 日裁定)
- (カ) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- (キ) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(〃)
- (ク) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(〃)
- (ケ) 建築工事標準詳細図(〃)
- (コ) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(〃)
- (サ) 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(〃)
- (シ) その他関連する建築学会等の基準・指針等

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業では、民間事業者の高度な能力やノウハウと効果的な事業実施が求められることから、募集及び選定に当たっては、民間事業者の提案書による公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

2 民間事業者の募集及び選定の手順

(1) 民間事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業における民間事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。ただし、山形市の休日を定める条例(平成元年 9 月条例第 28 号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)には、受付を行わない。

令和5年5月24日(水)	実施方針・要求水準書(案)の公表
令和 5年5月24日(水) ～令和5年6月2日(金)	実施方針等への質問・意見の受付
令和5年6月16日(金)	実施方針等への質問・意見に対する回答
令和5年7月上旬～中旬	募集要項等の公表
令和5年7月中旬～下旬	募集要項等に関する説明会及び施設見学会
令和5年7月上旬～8月中旬	募集要項等に関する質問受付
令和5年8月下旬	募集要項等に関する質問に対する回答公表
令和5年9月	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付 参加資格審査結果の通知
令和5年10月	提案書の受付
令和5年11月	優先交渉権者の決定及び公表
令和5年12月	基本協定の締結
令和6年 1月	委託契約の締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針等への質問・意見の受付

実施方針・要求水準書(案)に関する意見を次のとおり受け付ける。

- ・受付期間 令和5年5月24日(水)～令和5年6月2日(金)17時まで
- ・受付方法 質問・意見は内容を簡潔にまとめ、別紙1(実施方針等に関する質問書)及び別紙2(実施方針等に関する意見・提案書)に必要事項を記載のうえ、Eメールに同様式のファイル(Microsoft Excel形式)を添付して提出すること。Eメールの件名は、「(民間事業者名)山形市学校給食センター実施方針等に関する質問・意見書」とし、メール送信後は下記の提出先に電話連絡し、質問・意見書の到達を確認すること。

【提出先】

提出先 山形市教育委員会 学校給食センター

電話 023-644-4325 Eメール kyushoku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

イ 実施方針等への質問・意見に対する回答

実施方針等に関する意見に対する回答書を山形市公式ホームページにて公表する。

ウ 募集要項等の公表

令和5年7月上旬～中旬に、募集要項、様式集、要求水準書、基本協定書(案)、委託契約書(案)及び審査基準を公表する。

エ 募集要項等に関する説明会及び施設見学会

募集要項等に関する説明会及び施設見学会を次のとおり開催する。

(ア) 募集要項等に関する説明会

- ・実施時期:令和5年7月中旬～下旬
- ※詳細は、募集要項等公表時に示す。

(イ) 施設見学会

- ・実施時期:令和5年7月中旬～下旬
- ・現地見学会:山形市学校給食センター(山形市大字沼木字下河原1139番地19)
- ※詳細は、募集要項等公表時に示す。

オ 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ・受付時期:令和5年7月上旬～8月中旬
- ・受付方法:質問書(募集要項に添付)に記入の上、電子メールにより提出すること。

【Eメール】 kyushoku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

カ 募集要項等に関する質問に対する回答公表

募集要項等の内容等に関する質問に対する回答書を、令和5年8月下旬に山形市公式ホームページにて公表する。

キ 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

参加者は、構成員及び協力企業名等を記載した参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、構成員における参加資格の審査を受けることとする。なお、参加を辞退した場合に、今後、山形市の行う業務において不利益な扱いはされない。

- ・受付時期:令和5年9月
- ・受付場所:山形市教育委員会 学校給食センター
- ・受付方法:直接持参、もしくは郵送により提出すること。

ク 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を令和5年9月に代表企業に通知する。

ケ 提案書の受付

本事業に関する応募書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を受け付ける。提出場所及び提案に必要な書類は、募集要項等公表時に示す。

- ・受付時期:令和5年10月
- ・受付場所:山形市教育委員会 学校給食センター
- ・受付方法:直接持参、もしくは郵送により提出すること。

コ 提案に関する民間事業者ヒアリング

提案内容の確認のため、民間事業者に対するヒアリングを実施する。詳細については募集要項等公表時に示す。

サ 優先交渉権者の決定及び公表、基本協定の締結、委託契約締結

提出された提案書について総合的に評価を行い、山形市学校給食センター維持管理運営包括委託事業 公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て、令和5年11月に優先交渉権者を決定する。優先交渉権者は、市と基本協定を締結した後、令和5年12月中を目途に特別目的会社(以下、「SPC」という。)を設立する。市は、令和6年1月に、SPCと委託契約を締結する。

3 参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 参加者は、維持管理企業、運営企業及び調理設備企業を含む複数の企業のグルー

プにより構成されるものとし、構成員の中から代表企業を定めるものとする。維持管理企業、運営企業及び調理設備企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

- イ 構成員には、山形市内に本社、支社、支店又は営業所等(以下「本社等」という。)を有する者を複数含むこと。
- ウ 本事業に協力企業が参画する場合にあつては、できるだけ山形市内に本社等を有する者とすることが望ましい。
- エ 本事業は、地元企業のノウハウ蓄積や今後のPPP普及の意味から、山形市内に本社等を有する者の積極的な参加を期待する。優先交渉権者の審査にあたっては、地域社会及び経済への貢献の度合いを考慮する。
- オ 参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- カ 参加者の構成員は、他の参加者の構成員になることはできない。
- キ 優先交渉権者は、委託契約締結までに市内にSPCを設立するものとし、構成員はSPCに対して出資を行う。また、代表企業及び構成員での出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とする。

(2) 参加者の参加資格要件

参加者の構成員は、山形市契約規則(昭和39年山形市規則第18号)第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の参加資格要件を満たす者とする。

- ア 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 運営企業は、次の要件を満たしていること。
 - (ア) 学校給食施設又は特定給食施設における調理業務の実績及び運営能力を有していること。
 - (イ) HACCP対応に対する相当の知識を有していること。
- エ 調理設備企業は、次の要件を満たしていること。
 - (ア) ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設への調理設備の調達・納入及び保守・修繕の実務実績を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、参加者の構成員となることはできない。

- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者
- イ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の

開始、又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立がなされている者

ウ 市の定める指名停止等の措置基準に基づく指名停止の措置を受けている者

エ 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した以下の者と資本面又は人事面において関連のある者

・日本工営都市空間株式会社

・シティニューワ法律事務所

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の受付期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、参加者の構成員が上記参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会

市が設置する審査委員会が提案書類等の審査を行い、優先交渉権者を決定する。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件を満たしているか確認し、参加資格審査結果を参加者に通知する。

イ 提出書類審査

あらかじめ設定した「審査基準」に従って、審査委員会において提出書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化し、得点の合計が最も高い参加者を優先交渉権者とする。

ウ 審査事項

審査事項は、「募集要項」に添付する「審査基準」に示す。

エ 審査結果

審査結果は公表する。

第4 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の維持管理・運営の責

任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と選定事業者の責任分担は、原則として別紙 リスク分担表に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、委託契約書(案)に示すものとする。

3 事業の実施状況の監視

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理・運営について、定期的に監視を行う。なお、具体的な監視の方法、内容等については、委託契約書(案)に定める。

また、選定事業者の提供する施設の維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は選定事業者に対して是正勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、委託契約中に規定する具体的措置に従う。

また、委託契約に関する紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 選定事業者の提供するサービスが、委託契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、選定事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、委託契約を解約することができる。
- (2) 選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、委託契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は委託契約を解約することができる。
- (3) 前2号の規定により市が委託契約を解約した場合、選定事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場

合、選定事業者は委託契約を解約することができるものとする。

- (2) 前号の規定により選定事業者が委託契約を解約した場合、市は、選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 いずれの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び選定事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方へ事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び選定事業者は、委託契約を解約することができるものとする。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、委託契約に定める。

第7 優先交渉権者決定後の手続き

1 基本協定の締結

市は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2 SPCの設立等

- (1) 本事業を実施することとして選定された優先交渉権者は、契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてSPCを基本協定書に基づき山形市内において設立するものとする。なお、本施設内に設立することは不可とする。
- (2) 優先交渉権者の全ての構成員はSPCへ出資することとし、構成員のうち代表企業については、SPCに出資する全ての企業の中で最大出資比率となるようにする。また、構成員以外のものがSPCへ出資することは認めない。
- (3) SPCに出資する全ての企業は、本事業の契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

3 契約締結

市は、優先交渉権者と基本協定に基づいて契約に関する交渉を行った上で、優先交渉権者が設立したSPCと本事業に関する契約を締結する。

4 次点交渉権者との協議

(1) 契約の内容に関する協議が成立しない場合

市は、優先交渉権者との間で契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

(2) 契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合

市は、契約締結までに優先交渉権者が第3/3/参加者の備えるべき参加資格要件で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

5 保険

SPCは本事業に関連する保険に加入することとする。詳細については、募集要項等公表時に示す。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

2 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 担当部署 | 山形市教育委員会 学校給食センター |
| (2) 住所 | 〒 990-2474 山形市大字沼木字下河原 1139 番地 19 |
| (3) 電話 | (023)644-4325 |
| (4) F A X | (023)644-4326 |
| (5) 電子メールアドレス | kyushoku@city.yamagata-yamagata.lg.jp |
| (6) ホームページアドレス | http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp |

別紙 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者※1	
		市	民間
共通事項			
応募	募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの等	○	
応募費用	応募費用に関するもの		○
契約	契約締結が遅延する等	○	○
政策変更	市の政策方針や事業計画の変更によるもの	○	
法制度	事業に特別に影響を及ぼす法令等の新設、変更に関するもの（税制度を除く）	○	
	上記以外で、次期事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く）		○
税制度	選定事業者の利益に課される税制度の新設・変更に関するもの		○
	上記以外の税制度の新設・変更に関するもの（本表に別段の定めがあるものは除く。）	○	
許認可遅延	市が実施する許認可取得の遅延に関するもの	○	
	上記以外による許認可の取得遅延（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○
住民対応	次期事業の実施に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合	○	
	上記以外に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合		○
第三者賠償	市の事由による事故によるもの	○	
	上記以外の事由による事故によるもの（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○
不可抗力	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見え可能な範囲を超えるもの	○	△※2
環境	選定事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○
物価	運営期間中の物価変動	○	△※3
債務不履行	市の都合により、事業が継続されない場合	○	
	改善勧告に関わらず、サービスレベルの回復の見込みがない場合		○
事業中止・延期・遅延	市の事由による事業の中止・延期・遅延	○	
	上記以外の事業の中止・延期・遅延（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○
性能	要求水準未達によるもの		○
運営時			
遅延	市の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
	上記以外の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○

リスクの種類	リスクの内容	負担者※1	
		市	民間
施設の瑕疵	選定事業者（修繕）の事由による施設の瑕疵		○
	上記以外の事由による施設の瑕疵	○	
業務内容変更	市の事由による業務内容変更	○	
	上記以外の事由による業務内容変更によるもの（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○
施設損傷	市の事由による施設の損傷	○	
	上記以外の事由による施設の損傷（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○
性能未達	要求水準書等との不適合		○
需要	市の事由による需要の変動	○	
	児童生徒数の変動による需要の変動	△※4	○
	食べ残し等による残滓の変動	△※4	○
調理事故・異物混入等	検収時における調達食材の異常（検収後に明らかになったものを含む。）	○	
	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
	調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		○
	調理、配送業務における異物混入等		○
	配送後の異物混入等	○	
アレルギー対応リスク	アレルギー児童生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による。）	○	
	調理段階における禁忌物質の混入による発症		○
	収集した情報の伝達不完全（送付遅れ・紛失等）による発症、アレルギー児童生徒の個人情報の流出	△※5	△※5
配送の遅延リスク	配送の遅延により給食の提供ができなかった場合		○
疫病等による給食停止	疫病等により市内全校を対象とする給食提供停止の事態が発生した場合	△※6	△※6
事業終了時			
施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

※1. 「○」は主分担とし、「△」は従分担とする。

※2. 選定事業者が一定の割合又は額を負担し、それを上回る額は市が負担する。

※3. 一定の範囲内の物価変動は事業者負担とする。

※4. 委託料の構成を固定料金及び変動料金とし、一定の食数以上となることを前提に提案を求める。

※5. 帰責事由に応じた負担とする。

※6. 市と選定事業者で協議を行うこととする。

実施方針等に関する質問書

山形市学校給食センター維持管理運営包括委託事業の実施方針等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	会社所在地	
	部署名	
	担当者 (職・氏名)	
	電話番号	
	ファックス	
	E-mail	
提出質問数		

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問の内容
例	実施方針	3	3	3	(2)	ア	(7)	参加者の参加資格要件	〇〇については、△△△でしょうか。
1									
2									
3									
4									
5									

※記入上の注意

- ・ 質問は具体的かつ簡潔に、各資料該当箇所の順番で記入すること。
- ・ 異なる項目について、同じ内容の質問をする場合は、別の質問として別々に記入すること。
- ・ 同じ項目について、複数の質問等をする場合は、別の質問として別々に記入すること。
- ・ 質問が多い場合は、行を適宜追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外は、表の書式変更を行わないこと。

実施方針等に関する意見・提案書

山形市学校給食センター維持管理運営包括委託事業の実施方針等について、次のとおり意見・提案等がありますので提出します。

提出者	会社名	
	会社所在地	
	部署名	
	担当者 (職・氏名)	
	電話番号	
	ファックス	
	E-mail	
提出意見・提案数		

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	意見・提案等の内容
例	実施方針	3	3	3	(2)	ア	(ア)	参加者の参加資格要件	〇〇については、△△△が望ましい。
1									
2									
3									
4									
5									

※記入上の注意

- ・意見・提案等は具体的かつ簡潔に、各資料該当箇所の順番で記入すること。
- ・異なる項目について、同じ内容の意見・提案等がある場合は、別々に記入すること。
- ・同じ項目について、複数の意見・提案等がある場合は、別々に記入すること。
- ・意見・提案等が多い場合は、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外は、表の書式変更を行わないこと。